

平成18年3月17日

広島市議会議長  
藤田博之様

提出者  
広島市議会議員

平木典道	金子和彦
木山徳和	倉本忠宏
若林新三	中森辰一
元田賢治	沖宗正明
佐々木壽吉	松坂知恒
中本弘	山本誠
馬庭恭子	大原邦夫
永田雅紀	

高金利引き下げに関する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
金融庁長官

あて

広島市議会議長名

高金利引き下げに関する意見書案

平成16年の個人破産申立件数は、平成15年の24万2,357件より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402件に及んでいます。潜在的な破産予備軍といわれる人に至っては、100万人とも200万人とも言われています。

また、平成16年には、7,947人が経済的な理由で自殺しています。この数字は、平成2年の1,272人と比較すると実に約6.25倍の増加となります。

これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の要因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況のなか、利息制限法で定める年15%から20%の制限金利や、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という）」の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。

よって、国会及び政府におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記の項目が実現されますよう強く要請します。

記

- 1 利息制限法の制限金利を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。